

有限会社 康福

重要事項説明書

居宅介護支援事業所

こうふく介護サービス

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1 日現在＞

1 居宅介護支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	有限会社 康福 (営利法人)
代表者名	高 陽
所在地	京都市伏見区向島四ツ谷池 14-10
連絡先	電話：075-632-8434 FAX：075-632-8435

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	こうふく介護サービス(指定居宅介護支援事業所)
所在地	京都市伏見区向島四ツ谷池 14-10
連絡先	電話：075-632-8434 FAX：075-632-8435
事業所番号	2670901343
管理者の氏名	高 陽

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数(人)	区分		常勤換算後の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1(兼務)	1			業務管理
介護支援専門員	6(兼務2人、専従4)	6		5.8	ケアプランの作成等

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市伏見区(国道1号線以东、名神高速道路以南、JR奈良線以西に限る) ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください
------------	---

(4) 営業日等

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前8:30～午後5:30
営業しない日	土曜日・日曜日・8月13日～8月15日・12月30日～1月3日
緊急連絡先	090-9918-8147 (24時間対応体制)

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ 居宅介護事業者、介護保険施設への紹介

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価：10.70円)

区分		取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
支居 援宅 費 Ⅰ 介 護	i	45件未満である場合又は45件以上の場合において、45件未満の部分について算定	11,620円/月	15,097円/月
	ii	45件以上の場合において、45件以上60件未満の部分について算定	5,820円/月	7,532円/月
	iii	60件以上の場合において、60件以上の部分について算定。	3,488円/月	4,515円/月
支居 援宅 費 Ⅱ 介 護	i	50件未満である場合又は50件以上の場合において、50件未満の部分について算定	11,620円/月	15,097円/月
	ii	50件以上の場合において、50件以60件未満の部分について算定。	5,638円/月	7,308円/月
	iii	60件以上の場合において、60件以上の部分について算定。	3,381円/月	4,387円/月

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金
初回加算	300単位	3,210円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	2,675円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	2,140円/月
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位	5,553円/月
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	4,504円/月
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位	3,456円/月
特定事業所加算(A)	114単位	1,219円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	4,815円/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	6,420円/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	6,420円/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	8,025円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	9,630円/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,140円/回(月2回まで)
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円/月
特定事業所集中減算	-200単位	-2,140円/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位	1,337円/月
通院時情報連携加算	50単位	535円/月
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	

(2) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は公共交通機関を利用した交通費が必要となります。

(3) 利用料等のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに下記口座に振り込んで下さい。

※入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

京都銀行向島支店 普通預金口座

口座番号:3428291

口座名義:有限会社康福代表取締役高陽

5 事業所の特色等

(1)事業の目的 有限会社康福が開設するこふく介護サービス(以下「本事業所」という。)は、指定居宅介護支援(委託による介護予防支援)の事業を行うものであり、居宅要介護(要支援)者等が指定居宅サービス・介護予防サービス等の適切な利用をする事ができるよう、当該居宅要介護(要支援)者等の依頼を受けて、居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成すると共に、計画に基づく指定居宅サービス・介護予防サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

(2)運営方針

本事業所は、次に掲げる基本方針にもとづき事業を運営する。

①要介護状態にある利用者が、このような状態にある場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

③指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス・介護予防サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス(介護予防)事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

④市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援従事者、介護保険、施設等との連携に努めるものとする。

⑤従業者の教育研修を重視する。

⑥正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとする。

(3)その他

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法及び事後評価	全社協方式によりお客様の直面している課題等を評価し、お客様に説明の上、ケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(居宅サービス報告書)に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回、介護支援専門員の研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 高 陽 ご利用時間 (月～金)午前8:30～午後5:30 ご利用方法 電話(075-632-8434) 苦情箱(郵便ポストに設置)
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:075-326-4901
京都市伏見区役所福祉保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:075-611-2279
京都市伏見区深草支所保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:075-642-3603
京都市伏見区醍醐支所保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:075-571-6471
宇治市健康長寿部介護保険課	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0774-22-3141

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都府、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏 名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号	

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供する上で知り得た、利用者、及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いませぬ。事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

9 居宅介護支援の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

(1) 介護支援専門員等は、年金の管理、金銭貸借等の金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。

(2) 介護支援専門員等に対する飲食等のおもてなしは固くお断りいたします。

10 テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提して実施します。
☐	実施にあたっては、主治医およびサービス事業所等の合意を得ます。
☐	2ヶ月1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

平成23年7月15日新規制定 平成23年9月6日一部改正 平成24年4月1日一部改正
平成25年1月1日一部改正 平成25年4月1日一部改正 平成25年7月1日一部改正
平成26年1月16日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成26年6月1日一部改正
平成26年9月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年9月1日一部改正
平成28年2月1日一部改正 平成28年4月1日一部改正 平成29年5月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正 平成31年4月1日一部改正 令和1年10月1日一部改正
令和2年3月1日一部改正 令和3年4月1日一部改正 令和4年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正 令和6年4月1日一部改正 令和6年11月5日一部改正

